

賃金控除の手引き

① 賃金支払いの五原則

労働基準法では賃金の支払いについて、「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」（労働基準法第 24 条 1 項）、「賃金は、毎月 1 回以上、一定の期間を定めて支払わなければならない」（労働基準法第 24 条 2 項）と定められています。

【賃金支払いの五原則】

①通貨払い
②直接払い
③全額払い
④毎月 1 回以上払い
⑤一定期日払い

② 労使協定の締結

上記③について、賃金は全額を支払わなければならないとされていますが、税金や社会保険料等法令で定められたものは、源泉徴収の義務があることから控除は違法ではありません。

法令で定められていないもの（※）を控除する場合には、書面による**労使協定を締結**すれば、その項目に関する控除については適法になります。

なお、「賃金控除に関する労使協定書」の労働基準監督署への届出は不要です。

※〔例〕食事代、財形貯蓄・生命保険料、互助会費など

記入例

賃金控除に関する協定書

株式会社（以下、会社という）と従業員代表とは、賃金控除について、労働基準法第 24 条第 1 項ただし書に基づき、下記のとおり協定する。

給与支給日をご記入ください

（控除できる賃金）

第 1 条 会社は、月例賃金は毎月 25 日、賞与は毎回通告する賞与支払日に支払う。会社は賃金支払いの順次に掲げるものを控除して支払うことができる。

1. 会社の貸付分の当月返済分
2. 財産形成貯蓄金（一般、住宅、年金）
3. 住宅使用料
4. 互助会費
5. 生命保険および損害保険等の保険料
6. 社員持ち株会に対する拠出金
7. この協定によるものはお断り会社と協定したものの
8. 休職期間中の社会保険料等、従業員から徴収委託があり、会社が認められたもの

所得税、住民税、社会保険料（健康保険・厚生年金（基金）・雇用保険）以外で、賃金から控除する項目をご記入ください

（有効期間）

第 2 条 本協定の有効期間は、平成 年 月 日より 1 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 ヶ月前までに、会社、労働者代表いずれからも申し出がないときは、さらに 1 年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

平成 年 月 日

株式会社
代表取締役 印

株式会社
従業員代表 印

お名前をご記入ください。また捺印（シャチハタ以外）をご捺印ください。